

平成28年度 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について(案)

芦屋市では、教育及び保育並びに子育て支援の総合的な提供を推進するとともに、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供するため、平成30年4月1日開園の幼保連携型認定こども園の設置運営事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

1 募集する場所

- (1) 住居表示 涼風町5番（南芦屋浜地区涼風町5番教育施設用地）
- (2) 敷地面積 約3,500㎡

2 開園年月日

平成30年4月1日

3 土地・建物等の条件

- (1) 土地について
(調整中)
- (2) 建物について
事業者が新設すること。
- (3) 用途地域、地区等
 - ア 都市計画区域 阪神間都市計画区域（市街化区域）
 - イ 用途地域 第一種住居地域（建ぺい率：60％，容積率：200％）
 - ウ 高度地区 制限なし
 - エ 景観地区 芦屋景観地区
 - オ 屋外広告物 モデル地区（住宅地区）
- (4) 供給処理施設の状況
 - ア 上水道 配水本管は敷設済み。給水管は未接続
 - イ 下水道 排水本管は敷設済み。取付管は未整備
 - ウ 電気及びガス 施設整備方法等については、各事業管理者と協議すること。

4 応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている事業者とする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」の認可、確認を希望していること。
- (2) 次に掲げる施設のいずれかを現に運営しており、かつ、それぞれの運営実績を合算した期間が3年以上である私立学校法第3条の規定により設立された学校法人又は社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人
 - ア 学校教育法第4条第1項第3号の規定により認可された幼稚園
 - イ 児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正前の法第3条第1項又は第2項の規定による認定を受けた幼稚園又は保育所等

エ 法第2条第6項に規定する認定こども園

- (3) 「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集に係る諸条件」(別紙1)に示す条件を遵守できること。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する事業者は、選定を受けることができない。

- (1) 役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号口に規定する役員をいう。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であると認められること。
- (2) 芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められること。
- (3) 法第17条第2項に掲げる基準のいずれかに該当する場合
- (4) 法人税, 消費税, 地方消費税, 都道府県民税又は市町村民税を滞納している場合
- (5) 事業を実施するために必要な経済的基礎として, 施設整備に要する資金の他, 運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していない場合

6 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は, 事業者選定の対象から除外する。

- (1) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

7 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール

「事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール」(別紙2)のとおり。

8 選定方法

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)による選定を踏まえ, 芦屋市長が事業者を決定する。

選定方法は, 「幼保連携型認定こども園事業者選定方法」(別紙3)のとおり。

9 応募手続

(1) 募集要項の配布

平成28年6月15日(水)から市ホームページに募集要項, 参考資料, 募集に係る様式などを掲載しているので, 様式のデータ等についてはそちらからダウンロードすること。

(2) 現地見学会(事前申込制)

応募可能な事業者のみが参加できる。なお, 現地見学会への参加は今回の募集に応募する必須条件ではない。

ア 日 時:(調整中)

イ 場 所:涼風町5番

ウ 事前申込：平成28年●月●日（●）午後5時までに参加申込書をメールで送付すること。

※申込書受領後、メールにて受領連絡を行うので、連絡がない場合は電話で確認すること。

※所要時間は1時間程度を予定

※現地見学会参加者は1事業者2名以内とする。

※現地には駐車場がないので、公共交通機関を利用すること。

※現地見学会以外の日の視察は不可とする。

(3) 質問の受付

ア 原則として、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

イ 質問がある場合は、平成28年7月26日（火）午後5時までに、「質問票」をメールで送付すること。

ウ 質問及び質問に対する回答は、随時ホームページにて公表する。

(4) 応募に係る事前登録

ア 事前登録

応募する場合は、事前登録書に必要事項を記載のうえ、事前登録を行うこと。事前登録をしていない事業者は、受付期間内に応募書類を持参しても受付をしない。

イ 事前登録書受付期間

平成28年6月29日（水）から平成28年7月20日（水）まで

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝休日を除く。

事前登録書の提出は原則持参としますが、郵送する場合は書留郵便に限ることとし、平成28年7月20日（水）必着とする。

ウ 事前登録書受付場所 芦屋市役所 北館4階 子育て推進課施設整備係

(5) 応募書類の提出

ア 応募書類 幼保連携型認定こども園設置運営事業者応募書類一覧（別紙4）のとおり。

応募書類はデータファイル（ワード、エクセル、PDF）でも提出すること。

イ 提出部数 正本1部、副本9部の合計10部（1部ずつA4ファイルに綴じること。）

提出書類のデータファイル（CD化等）（1部）

ウ 注意事項

(ア) 応募書類については、ページ番号（全ページの通し番号）を付記のうえ、資料番号ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入すること。また、添付書類は各様式の後に添付し、インデックスを貼付すること。

(イ) 受付期間を過ぎたものは受理しない。

(ロ) 提出された書類等は返却しない。

(ハ) 応募のために生じる一切の費用について事業者の負担とする。

(ニ) 必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。

(ホ) 提出された書類については、「芦屋市情報公開条例」等関連規定により公開することがある。

(ヘ) 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出ること。

(6) 応募書類の受付

ア 受付期間 平成28年8月9日（火）・10日（水）

午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所 芦屋市役所 北館4階 子育て推進課施設整備係

※受付は予約制とする。応募を希望される事業者は平成28年7月29日（金）までに受付予約票

をメールにて送付すること。

※応募書類の提出は原則持参すること。（遠隔地の事業者で持参による申込ができない場合に限り、郵便等による受付を行う。郵便等による提出を希望される場合は、事前に相談すること。）

※応募書類の提出時には、資料の内容を説明できる者が来庁すること。

【現地見学会参加申込書・質問票・受付予約票の送付先メールアドレス】

kodomoseisaku@city.ashiya.lg.jp

10 事務局

芦屋市 こども・健康部 子育て推進課 施設整備係

〒659-8501

芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 北館4階

電話 0797-38-2180 FAX 0797-38-2190

E-mail kodomoseisaku@city.ashiya.lg.jp

幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集に係る諸条件（案）

1 幼保連携型認定こども園の設置認可等に関すること

- (1) 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）を遵守し、幼保連携型認定こども園として認可を受けること。
- (2) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）を遵守し、特定教育・保育施設としての確認を受けること。
- (3) 開園日 平成30年4月1日
- (4) 開園時間 1日11時間（午前7時から午後6時まで）を原則とし、事業者が定めるものとする。
- (5) 休園可能日 日曜日
国民の祝日
年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

2 利用定員に関すること

150人から250人までの利用定員を目安に、事業者が提案すること。

- (1) 1号、2号及び3号認定子どもの利用定員を設定すること。
- (2) 利用定員については、持ち上がりが可能となるように設定すること。

コメント：昨年度実施した公募では、利用定員を150人から200人までとし、4・5歳児の学級数は複数学級を条件としていました。

3 基本原則

- (1) 園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。
- (3) 懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採る時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
- (4) 法人代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、芦屋市の幼児教育及び保育をよく理解し、芦屋市の関連施策にも積極的に協力すること。
- (5) 園の運営にあたっては、保護者をはじめ地域に開かれた幼保連携型認定こども園をめざし、利用者を選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。
- (6) 事業者が社会的信望を有すること。
- (7) 実務を担当する幹部職員が幼児教育又は社会福祉事業について知識又は経験を有すること。
- (8) 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財務内容が適正であること。
- (9) 資金計画及び事業計画が適正であること。
- (10) 各種関係法令を遵守すること。

4 園運営・事業内容に関すること

(1) 指導計画の作成について

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「芦屋市就学前カリキュラム」に基づき、教育・保育課程及び指導計画を作成し、保育を実施すること。

(2) 特別支援教育及び統合保育事業について

ア 特別支援教育のための園内支援体制を整備し、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し特別支援教育を実施すること。

イ 保育を必要とする子どもについては、芦屋市統合保育事業について本市からの委託を受けること。

(3) 行事について

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会等一般的な行事まで規制するものではない。

(4) 支援を要する子ども及び保護者への対応について

支援を要する子ども及び保護者への対応については、本市子育て推進課など関係機関と連携して行うこと。

(5) 連携・交流について

近隣の就学前施設及び小学校と連携・交流を行うこと。また、地域の幅広い世代と交流するよう努めること。

(6) 延長保育事業について

原則1 1時間の開園時間の後、さらに延長保育事業（午後6時から午後7時まで）を実施すること。なお、それ以降の時間は自主事業とする。

(7) 子育て支援事業について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施すること。

5 職員の配置等に関すること

次のとおり園長等の配置等を行うこと。

(1) 園長

幼保連携型認定こども園の園長の資格を有する専任の正規職員を配置すること。

(2) 主幹保育教諭

ア 園長を補佐する者として、専任の正規保育教諭を、主幹保育教諭として配置すること。

イ 主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。

(3) 教育及び保育に直接従事する職員

教育及び保育に直接従事する職員の数、次のとおりとする。

園児の区分	員数
ア 満5歳以上の園児	おおむね20人につき1人
イ 満4歳以上満5歳未満の園児	おおむね20人につき1人
ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
エ 満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね5人につき1人
オ 満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね5人につき1人
カ 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考 職員数の算定に当たっては、アからカまでの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第1位を切り上げた員数）とすること。

(4) 学級編制（満3歳以上の教育課程に基づく教育）

1学級の園児数は、35人以下とする。

6 職員の研修に関すること

(1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

(2) 本市が実施する幼稚園教職員、保育所職員等を対象とする研修に参加すること。

7 給食に関すること

- (1) 食物アレルギー対応については厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「芦屋市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」に準拠した取り扱いを行うこと。
- (2) 離乳食，アレルギー食，配慮食等に個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- (3) 調理は，当該園内で行うこと。

8 健康診断に関すること

- (1) 利用児童に対し，入所前健康診断及び，少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施すること。
- (2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し，給食調理に携わる者は毎月検便を行うこと。

9 その他の保育内容等について

施設賠償責任保険，災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。

10 幼保連携型認定こども園として必要な施設の建設等に関すること

- (1) 設計図書は，本募集案内に定める基準によるほか，建築基準法等の関係法令を遵守して作成の上，本市の承認を得ること。
- (2) 保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを，当該地や近隣に確保するように努めるなど，車両の円滑な進行と迷惑の軽減を促すための対策を講じること。
- (3) 芦屋市に指名登録している建設事業者の中から入札で施工業者を選ぶこと。
- (4) 事業者による「条件付き一般競争入札」により施工業者を決定すること。
- (5) 公告等も含め，入札の執行については，事業者自身で行うこと。
- (6) 入札等において不正等が発覚した場合は，補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すことがある。
- (7) 施工業者との契約は，補助金の交付決定後に行うこと。
- (8) その他，事業者が行う手続等
認定こども園の建設にあたっては，事業者において事業認可，建築確認等必要な手続きを行い，所要の許認可等を得ること。なお，これらに要する費用は，事業者が負担すること。

11 開園後の取組への協力に関すること

事業者は，開園後の運営状況等について，次に掲げる本市の取組へ協力すること。

- (1) 本市職員による訪問への協力
 - (2) 保護者アンケートの実施への協力
 - (3) 本市が行う公募事業の検証への協力
 - (4) 本市が行う「地域子育て支援拠点事業」のためのスペースの無償提供
- ※ 平日で週3日（概ね午前9時30分から午後4時30分まで）程度を想定
- ※ 事業スペースは60㎡程度，備品保管のため倉庫に常時10㎡程度のスペースを想定

12 建設費及び運営費にかかる補助

(1) 建設費について

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の交付要綱に基づいて補助する予定

- ※ 平成27年度交付要綱を参考とすること。そのため，今後補助額又は内容等が変更される可能性がある。
- ※ 当該補助金は，芦屋市の平成29年度予算成立を条件とする。予算が成立しない場合は，補助を

しないことがある。

※ 消費税額分も対象となる。

※ 利用定員の設定及び総事業費により補助金額は異なる。

※ 補助金は、平成30年3月末までに兵庫県から幼保連携型認定こども園の認可を受け、平成30年4月1日に開園した後に交付する。

(2) 運営費等

この募集により選定され、兵庫県から幼保連携型認定こども園の認可を受け、特定教育・保育施設として確認を受けた事業者は施設型給付費（公定価格より、保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額）を受給することができる。

ア 公定価格

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室のホームページで公定価格の試算ソフトが公開されているので確認すること。

イ 市単独助成金

市単独助成は実施する予定（ただし、実施内容については検討中）

【参考：平成28年度実績】

子ども1人につき、国が定める公定価格の基本単価に処遇改善等加算を加えた額に、下記に定める率を乗じた額

- ・ 0,1歳児 8%, 2歳児以上 20%

(3) 延長保育事業委託料について

利用乳幼児1人あたり1回の利用につき、300円を助成する。なお、延長保育料については芦屋市が利用者から徴収するため、事業者において延長保育料収入は発生しない。

※ 平成29年度以降については、予算編成の過程で変更となる場合がある。

13 その他

- (1) 基本設計、施工及び開園準備にあたっては、法人代表者等責任を持って対応できる者が出席する説明会等を開催し、近隣住民からの理解を得ること及び安全確保等を図ること。
- (2) 選定された事業者は、園の整備にあたり、近隣の住環境への影響が最小限となるよう留意し、日照・騒音・交通対策等の環境面に配慮することとし、選定された事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- (3) 市長は、選定された事業者がこの募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適正な教育・保育事業の実施が困難と認めるときは、事業実施者としての選定の決定を取り消すことができる。
- (4) 多様化する教育・保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な園を整備し、芦屋市の選定を受けた事業者自らが運営すること。
- (5) 幼保連携型認定こども園を運営しなくなったときは、更地にし、芦屋市に返還すること。
- (6) この諸条件に定めのない事項については、芦屋市と協議して定めること。

事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール（予定）（案）

内 容	日 程
募集要項の配布	平成28年6月15日（水）から
現地見学会	平成28年●月●日（●）（調整中）
応募に係る事前登録	平成28年6月29日（水）から7月20日（水）まで
質問の受付	平成28年7月26日（火）まで
応募書類の受付	平成28年8月9日（火）・10日（水）
選定（書類審査，法人面接）	平成28年9月中 ※応募書類受付後に日程を通知する。
事業者の決定・結果公表	平成28年10月上旬
補助金交付申請手続き	必要書類が整い次第適宜
公有財産貸付契約締結	平成29年4月1日
施設整備に係る補助工事着手	平成29年度交付金内定後*
認可申請手続き	平成29年8月頃から
補助工事の完了検査・竣工・認可書交付	平成30年3月末まで
幼保連携型認定こども園運営開始	平成30年4月1日

※補助金支払は，実績報告書の提出から1～2か月後

* 実施設計費については交付金内定後に契約したものについてのみ対象経費として認められる。なお，平成28年度交付金の内定は6月上旬を予定されている。

コメント：昨年度実施した公募との主な変更点は，第二次審査（実地調査）については実施しないこととしている点です。

幼保連携型認定こども園事業者選定方法（案）

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、芦屋市長が事業者を決定します。

1 審査の方法

選定委員会において、書類審査及び面接を行い、両者の総合的な評価による得点をもって、事業者を選定します。「法人の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について評価を行い、各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、全体の得点が7割以上の事業者の中から選定します。なお、面接に出席できない場合は、選定対象から除外します。

(1) 書類審査

ア 法人の状況

基本理念や応募の動機、法人の経営状況、監査の状況等について審査します。

イ 園の組織・体制

全体計画、収支計画、保育教諭等の配置、人材育成、安全対策等について審査します。

ウ 園の運営

教育・保育計画、支援を要する子どもへの配慮、食育等への取組、地域との連携、保護者に対する支援等について審査します。

(2) 法人面接

上記(1)に掲げる「法人の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について、法人の理事長・園長予定者・主幹保育教諭予定者・会計担当者等の法人の代表者として責任をもって対応できる方（出席人数は3名まで）を対象に面接を実施します。設置運営に向けた熱意や幼児教育・社会福祉の見識、また、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、職員の資質向上についての考えを理解し具体的な提案があるか等について直接聞き取りを行い審査します。

審査項目	区分	審査・評価内容
法人の状況	法人概要等	法人概要 基本理念、基本方針、目標等 応募の動機 法人が運営する施設にかかる法人の自己評価・第三者評価等の取組についての考え方 監査状況
	法人の経営状況	法人の財務状況
園の組織・体制	全体計画	教育・保育理念、教育・保育方針、教育・保育目標 開園日・開園時間・定員区分 1号認定子どもの選考方法
	収支計画	収支予算計画書 保育料以外の保護者負担
	職員の育成・配置	人材育成 職員配置 履歴書（園長予定者）
	安全対策・危機管理体制	安全対策・危機管理体制

園の運営	教育・保育課程等	教育・保育課程等 認定こども園として特に配慮する点
	支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応	支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への具体的な方針
	食育及び給食提供の考え方	食育 給食提供の考え方
	地域との連携等	子育て支援事業 地域との連携・交流
	保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理	保護者に対する支援・連携 苦情解決処理
	その他の提案	その他配慮する取組や提案 ・小学校との連携等 ・家庭的保育事業等との連携 ・交通安全対策 ・開園準備や開園後の取組等 ・その他 施設整備計画